

尾道市合併20周年記念冠等使用についてのご案内

合併20周年を市民の皆様とお祝いするとともに、尾道市の魅力を発信し、地域の個性や魅力を内外にアピールすることを目的に、「尾道市合併20周年記念」の冠やロゴマーク（以下「冠等」という。）を付して実施していただける事業を募集し、対象事業については、市ホームページ等でPRをします。

冠等を使用される場合は、この案内の内容をご確認いただき、申請してください。

1 趣旨

尾道市と因島市、御調町、向島町及び瀬戸田町との合併20周年（以下「合併20周年」という。）を広く周知し、全市的に祝うことを目的として、合併20周年記念の冠及びロゴマークの使用について、必要な事項を定めています。

2 冠等の種類

- (1) 冠の表記は、「尾道市合併20周年記念」とします。
- (2) ロゴマークの取扱いについては、この案内に定めるもののほか、「尾道市合併20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」をご覧ください。

3 対象事業

- (1) 冠等の使用対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、令和7年3月1日から令和8年3月31日までの間に合併20周年を記念して行われる事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ア 合併20周年を市内外に発信する事業
- イ 尾道市の魅力を市内外に発信する事業
- ウ 尾道市への愛着や誇りを醸成する事業
- エ 地域活動や地域経済を活性化する事業
- オ 尾道市の発展に資する事業

- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、

対象事業としません。

ア 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業

イ 公序良俗、法令等に反する、又は反する恐れのある事業

ウ その他、合併20周年記念に適さないと認めた事業

4 使用の申請

冠等を使用しようとする方（以下「申請者」という。）は、尾道市合併20周年記念冠等使用（変更）承認申請書（別記様式第1号）により申請を行い、承認を受けてください。承認を受けた事業を中止し、又は変更する場合においても、同様とします。

5 申請受付期間

令和6年12月1日～令和8年2月27日

6 使用の承認等

(1) 前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、冠等の使用の承認又は不承認の決定を行います。

(2) 承認又は不承認の決定を行ったときは、尾道市合併20周年記念冠等使用承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に対して通知します。

7 承認の取消等

(1) 冠等の使用の承認を受けた事業（以下「記念行事」という。）が対象事業に該当しないことが判明した場合は、その承認を取り消し、尾道市合併20周年記念冠等使用承認取消通知書（別記様式第3号）を申請者に通知します。

(2) 前項の取消しにより申請者に損害が生じた場合があっても、その損害を賠償しません。

8 事業実績報告書の提出

申請者は、記念行事を実施したときは、事業完了後30日以内に尾道市合併20周年記念冠等使用事業実績報告書（別記様式第4号）を提出してください。